

令和6年4月12日

ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）、紙おむつ、収尿器の「用具名称及び基準額の変更」と「見積書」の提出について（お知らせ）

名護市日常生活用具給付等事業による「ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋）」または「紙おむつ」の給付を受けられている方（又は、そのご家族の方など）にお知らせです。

ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋）、紙おむつの「用具名称」、「基準額」、「申請書類」について、令和6年4月1日より下記のとおり変更となりましたのでお知らせいたします。

今後、申請にあたって、申請書類のひとつとして、申請の都度、購入予定事業者が発行した見積書も一緒に提出していただく必要がありますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. ストーマ装具の用具名称の変更について

変更後（令和6年4月以降）の用具名称	従来の用具名称
ストーマ装具（消化器系）	蓄便袋
ストーマ装具（尿路系）	蓄尿袋

2. ストーマ装具及び紙おむつの基準額の変更について

用具名称	変更後（令和6年4月以降）の基準額	従来の基準額
ストーマ装具（消化器系）	10,000 円/月額	8,858 円/月額
ストーマ装具（尿路系）	13,000 円/月額	11,639 円/月額
紙おむつ	13,000 円/月額	12,000 円/月額

※ 給付券を利用する際は、実際の購入額の1割分を負担していただく必要があります。
また、購入額が基準額を超える場合は、基準額を超える差額分は利用者にて全額を負担していただくこととなります。

3. 申請する際の見積書の提出について（ストーマ装具、紙おむつ、収尿器）

今後、申請にあたって、申請書類のひとつとして、申請の都度、購入予定事業者が発行した見積書も一緒に提出していただく必要がありますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。（オンライン申請による場合も見積書を添付していただきますようお願いいたします。）

利用者負担額及び公費負担額は提出いただいた見積書の金額から算出します。

なお、見積書の金額は基準額と同額に合わせる必要はありませんので、購入予定事業者と御相談の上、見積書の作成を依頼するようお願いいたします。

御不明な点などありましたら、下記の間合せ先まで御連絡をお願いいたします。

以上

間合せ先：名護市役所 社会福祉課 日常生活用具給付事業担当 TEL:0980-53-1212（内線124）